

議第8号

高山市税条例の一部を改正する条例について

高山市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年2月27日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

入湯税の課税免除の見直しを行うため改正しようとする。

高山市税条例の一部を改正する条例

高山市税条例（昭和30年高山市条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(入湯税の課税免除)</p> <p>第154条の3 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 学校（学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）をいう。）の行事として行われる修学旅行の児童、生徒</p>	<p>(入湯税の課税免除)</p> <p>第154条の3 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 学校（学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）をいう。）の行事として行われる修学旅行の児童及び生徒並びにこれらの者を引率する教職員及び介助する者</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(入湯税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の第154条の3の規定は、施行日以後の入湯について適用し、施行日前の入湯については、なお従前の例による。